

クリーンリバー推進対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民と行政との協働を促進し、地域が一体となった河川愛護の意識を醸成するとともに、河川環境の保全を図り、もって潤いある水辺環境を創出することを目的として、県知事が管理している河川において、住民が河川愛護活動を行う「クリーンリバー推進対策事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 河川愛護活動 除草、清掃等の河川浄化活動
- 二 河川愛護団体 県知事の登録を受けて河川愛護活動を組織的・継続的に行う団体

(登録)

第3条 河川愛護団体としてクリーンリバー推進対策事業の支援を受けようとする団体は、県知事の登録(以下、「河川愛護団体の登録」という。)を受けなければならない。

2 河川愛護団体の登録を受けようとする団体は、活動場所を所管する県土整備事務所の長(支所長を含む。以下、「所長」という。)に対し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 登録申請書(様式第1号)
- 二 規約
- 三 活動実績があるときは、活動実績報告書(様式第2号)
- 四 活動予定報告書(様式第3号)
- 五 役員名簿(様式第4号)
- 六 会員名簿(様式第5号)
- 七 活動場所を記入した図面
- 八 活動実績があるときは、活動箇所の写真
- 九 代表者の所在地が活動場所を含む自治会等の外にあるときは、当該自治会等の代表者の同意書(様式第6号)

3 所長は、前項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに意見を付して県知事に送付しなければならない。

4 県知事は、前項の規定により送付された書類が次の各号に掲げる基準に適合するときは、第4条第1項の規定により拒否するときを除き、遅滞なく河川愛護団体の登録をするものとする。

- 一 活動予定が年2回以上あること
- 二 役員が他の河川愛護団体の役員を兼ねていないこと
- 三 役員数及び会員数の合計が25人以上であること
- 四 活動場所の河川が指定区間内の一級河川又は二級河川であること
- 五 活動場所が同じ活動内容の他の河川愛護団体の活動場所又は河川愛護企業の活動区間でないこと
- 六 活動場所の河川延長の左右岸合計が250メートル以上であること
- 七 特定の政治活動でないこと
- 八 特定の宗教活動でないこと
- 九 営利を目的としないこと

5 県知事は、前項の登録をしたときは、速やかにその旨を当該登録を受けた団体及び所長に通知するものとする。

(登録の拒否等)

第4条 県知事は、河川愛護団体の登録を受けようとする団体の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を拒否するものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - 二 同法第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
 - 三 前2号のほか、クリーンリバー推進対策事業にふさわしくないと認める事由があるとき
- 2 県知事は、河川愛護団体が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、河川愛護団体の登録を取り消すことができる。

(支援)

第5条 次項第1号の支援を受けようとする河川愛護団体は、所長に対し、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 使用明細書（様式第7号）
 - 二 使用計画書（様式第8号）
- 2 所長は、希望する河川愛護団体に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。
- 一 活動実績が年2回以上あるときは、1年間につき70,000円を上限として、予算の範囲内において河川浄化報償金を交付
 - 二 草刈機の貸出し
 - 三 予算の範囲内において、活動場所における団体名及び活動内容を表示する看板（以下、「アダプトサイン」という。）を交付
- 3 所長は、河川浄化報償金が河川愛護活動以外の目的のために使用されるおそれがあるときは、前項第1号の支援を行わないものとする。
- 4 所長は、第2項第3号の支援を行うときは、活動実績が継続的に年2回以上あり、支援を希望する年度においても活動実績又は活動予定が年2回以上ある河川愛護団体を優先することができる。
- 5 県知事は、河川愛護団体の役員及び会員を被保険者とする傷害・賠償責任保険に加入するものとする。

(実績報告)

第6条 河川愛護団体は、年1回、所長に対し、活動実績報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の提出があったときは、速やかに県知事に送付しなければならない。
- 3 県知事は、前条第2項第1号の支援を受けようとする河川愛護団体の活動実績が年2回以上あるときは、速やかに河川浄化報償金の交付を所長に依頼するものとする。

(事故報告)

第7条 河川愛護団体は、河川愛護活動を行っているときに事故が発生したときは、遅滞なく所長に報告しなければならない。

- 2 所長は、前項の報告を受けたときは、速やかに県知事に報告するものとする。
- 3 県知事は、前項の報告を受けたときは、第5条第5項の傷害・賠償責任保険に係る保険金を請求するものとする。

(表彰)

第8条 所長は、河川愛護活動が特に顕著であり、他の模範となるものであると認める河川愛護団体がある

ときは、福岡県河川功労者表彰基準（知事感謝状）により当該河川愛護団体を推薦するものとする。

- 2 県知事は、前項の推薦があったときは、県土整備部長表彰を行い、知事感謝状を推薦された河川愛護団体に贈呈するものとする。

（登録の変更又は廃止）

第9条 河川愛護団体は、第3条第1項の登録内容に変更があるときは、その内容を所長に届け出なければならない。

- 2 河川愛護団体は、河川愛護活動を休止又は自らを廃止するときは、その旨を所長に届け出なければならない。

- 3 県知事は、第4条第2項の規定により登録を取り消したとき、又は前項の規定により河川愛護団体が廃止を届け出たときは、速やかにアダプトサインを撤去しなければならない。

附 則

（施行の期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。